○舟形町在来工法木造住宅建築補助金交付要綱

平成21年3月24日

告示第11号

改正　平成22年3月25日告示第15号

平成23年3月25日告示第7号

平成25年4月1日告示第20号

平成26年3月20日告示第11号

平成27年3月11日告示第11号

平成28年3月31日告示第25号

平成29年3月31日告示第20号

令和2年3月31日告示第24号

令和5年3月28日告示第17号

令和6年3月29日告示第65号

(趣旨)

第1条　町長は、町内への定住促進と、町内建設業者の育成及び林業をはじめとする地場産業の振興を図るため、町内建設業者による在来工法の木造住宅を新築又は、リフォームして入居する者に対し、舟形町補助金等交付規則(平成19年3月規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、在来工法木造住宅建築補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金交付対象地)

第2条　補助金の交付対象地は、町内全域とする。

(用語の定義)

第3条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　建築工事　建設業法(昭和24年法律第100号)第2条において、土地建築に関する工事で同法別表第1の上欄に掲げるものをいう。

(2)　町内建設業者　町内に住所を有する建設事業者で自ら施工するもの(支店を含む。)をいう。

(3)　在来工法木造住宅　構造耐久力上必要な部分である土台・柱・壁・小屋組・横架材等に木材を用いる住宅(枠組壁工法、プレハブ工法及びご美金物工法の住宅を除く。)をいう。

(4)　リフォーム　住宅又は自ら使用する附属建物の増築・改築・改装(同じ敷地内への車庫・小屋・物置等の建築及び舗装・融雪装置等の外構工事含む。)のことをいう。

(5)　定住　町内に住所を有し、将来にわたり居住する意思があることをいう。

(6)　世帯　町内の一の住所に定住する者全員のことをいう。

(7)　新築　新たな住宅の建築をいう。

(8)　入居　町内に新築した住宅の引き渡しを受け、住民票を異動すること又は、リフォームの場合は電気代、水道代等の公共料金等の領収書にて確認した日を異動日とすることをいう。

(補助金の交付要件)

第4条　補助金の交付対象となる者は、定住又は定住の意思がある場合で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　町内建設業者と住宅建築又はリフォームの契約を締結し施工された住宅であること。

(2)　町長が在来工法木造住宅と認めた新築又はリフォームされた建物であること。

(3)　新築の場合は、建築延べ床面積が50m2以上の住宅であること。ただし、店舗併用住宅等の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること。

(4)　令和8年3月31日までに建築又はリフォームを完成し入居する者であること。

(5)　入居しようとする世帯に、町税等及び上下水道料に滞納がないこと。

2　リフォームは、100万円以上の契約金額であること。ただし、町内業者と契約し、舟形町住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱(平成24年3月告示第7号)第4条第1項第1号に該当する場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　新築住宅は、1棟につき30万円とする。

(2)　リフォームは、工事費の10％(上限20万円)とする。

2　補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

3　補助金は、当該年度、1世帯につき1回に限って交付する。

(補助金交付の申請)

第6条　第4条の交付要件を全て満たす者は、町内建設業者の着工前に補助金交付申請書(規則様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2　前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)　工事見積書の写し

(2)　住宅建築(リフォーム)の契約する相手が町内建設業者であることを確認できる書類

(3)　新築住宅の場合は、建築住宅が在来工法木造住宅であること及び建築延べ床面積を証明できる図面

(4)　町税等及び上下水道料金の納付状況照会同意書(町内在住者に限る)

(5)　リフォーム部分を証明できる図面

(6)　着工前カラー写真

(7)　その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定通知)

第7条　町長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容等を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、受理後20日以内に補助金交付決定通知書(規則様式第~~2~~3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条　前条の補助金交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、補助事業等変更(中止・廃止)申請書(規則様式第2号)により、町長の承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等変更交付決定通知書(規則様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(完了届及び補助金交付の請求)

第9条　交付決定者は､建築工事又はリフォーム工事を完了したときは､実績報告書(規則様式第５号)に次に掲げる書類を添えて、町長に対し速やかに提出しなければならない｡

(1)　住民票謄本(転入者に限る)

(2)　住宅建築契約書(住宅リフォーム契約書)の写し

(3)　家屋登記簿謄本(住宅建築の場合)及び完成写真

(4)　 工事代金領収書の写し

(5)　 補助金の振込先通帳の写し

(6)　その他町長が必要と認める書類

2　町長は、補助金の交付請求書(様式第1号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条　町長は、補助金の交付後、第4条の交付要件を満たさないと認めたときは、申請者は補助金の一部又は全額を返還しなければならない。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、令和8年3月31日でその効力を失う。

附　則(平成22年3月25日告示第15号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月25日告示第7号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成25年4月1日告示第20号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月20日告示第11号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月11日告示第11号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月31日告示第25号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日告示第20号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

　　附　則(令和2年3年31日告示第24号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

　　附　則(令和5年3年28日告示第17号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

　　附　則(令和6年3年29日告示第65号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。